

新旧対照表（改正部分のみ）（案）

新	旧																
<p>第2章 福祉医療貸付事業 第1節 福祉貸付事業 (貸付対象)</p> <p>第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付対象施設</th> <th style="text-align: center;">貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略) 附 則</p> <p>第9条 削除</p> <p>(医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第19条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605010号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設	(略)	(略)	(略)	<p>第2章 福祉医療貸付事業 第1節 福祉貸付事業 (貸付対象)</p> <p>第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付対象施設</th> <th style="text-align: center;">貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>キ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略) 附 則 <u>(障害福祉サービス事業に係る貸付けの特例)</u></p> <p>第9条 <u>平成18年10月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に規定する日以後3か月経過するまでの間において、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成18年10月1日以降に行う法人に対する経営資金の貸付けに係る据置期間については、第16条の規定にかかわらず、1年以内とし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</u></p> <p>(1) <u>3月分の介護給付費、訓練等給付費及び障害児施設給付費等相当額</u> (2) <u>担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の80</u></p> <p>(医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第19条 平成21年6月5日から平成25年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605010号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	キ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設	(略)	(略)	(略)
貸付対象施設	貸付けの相手方																
(略)	(略)																
キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設	(略)																
(略)	(略)																
貸付対象施設	貸付けの相手方																
(略)	(略)																
キ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設	(略)																
(略)	(略)																

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

新	旧
<p>(地域医療再生計画に係る貸付けの特例)</p> <p>第20条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、<u>地域医療再生基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605008号）</u>に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。</p> <p>2 平成25年●月●日から平成26年3月31日までの間において、<u>地域医療再生基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605008号）</u>に規定する<u>地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第26条及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の95以内の額とする。</u></p> <p>(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第21条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）</u>及び<u>安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）</u>に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 平成25年●月●日から平成26年3月31日までの間において、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）</u>に基づく整備事業のうち、「<u>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について（仮称）</u>」（平成25年●月●日雇児発●第●号・社援発●第●号・老発●第●号）の1の(1)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第17条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の95</p> <p>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）</p>	<p>(地域医療再生計画に係る貸付けの特例)</p> <p>第20条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、<u>平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱（平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号）</u>に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第21条 平成21年8月20日から<u>平成25年3月31日</u>までの間において、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）</u>及び<u>安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）</u>に規定する社会福祉施設等が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

新		旧							
<p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例) 第22条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び第24条の規定にかかわらず、<u>機構の理事長が定めるものとする。</u></p>		<p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例) 第22条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、<u>第17条、第24条及び第26条</u>の規定にかかわらず、<u>次のとおりとする。</u></p>							
		<table border="1"> <tr> <td>社会福祉事業施設</td> <td>利率</td> <td>機構の理事長が定める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付金の限度額</td> <td>次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）</td> </tr> </table>	社会福祉事業施設	利率	機構の理事長が定める。		貸付金の限度額	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）	
社会福祉事業施設	利率	機構の理事長が定める。							
	貸付金の限度額	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）							
		<table border="1"> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>利率</td> <td>機構の理事長が定める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付金の限度額</td> <td>所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。 (1) <u>新築資金又は増改築資金</u>（いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額） (2) <u>新築資金又は増改築資金のうち</u>の土地取得資金については3億円 (3) <u>機械購入資金</u>については6千万円</td> </tr> </table>	介護老人保健施設	利率	機構の理事長が定める。		貸付金の限度額	所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。 (1) <u>新築資金又は増改築資金</u> （いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額） (2) <u>新築資金又は増改築資金のうち</u> の土地取得資金については3億円 (3) <u>機械購入資金</u> については6千万円	
介護老人保健施設	利率	機構の理事長が定める。							
	貸付金の限度額	所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。 (1) <u>新築資金又は増改築資金</u> （いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額） (2) <u>新築資金又は増改築資金のうち</u> の土地取得資金については3億円 (3) <u>機械購入資金</u> については6千万円							
<p>2 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条及び第26条の規定にかかわらず、<u>次のとおりとする。</u></p>		<p>(新設)</p>							
<table border="1"> <tr> <td>社会福祉事業施設</td> <td>次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の</td> </tr> </table>	社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の							
社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の								

新			旧
	100分の70(高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)		
介護老人保健施設	<p>所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 新築資金又は増改築資金(いずれも、土地取得資金を除く。)については7億2千万円(当分の間(看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間)、看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額)</p> <p>(2) 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金については3億円</p> <p>(3) 機械購入資金については6千万円</p>		
3	平成25年●月●日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条、第24条及び第1項の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。		(新設)
4	前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について(仮称)」(平成25年●月●日雇児発●第●号・社援発●第●号・老発●第●号)の1の(2)又は(3)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17条、第24条、第26条及び前3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。		(新設)
社会福祉事業施設	利率	利子を徴しないものとする。	
	貸付金の限度額	<p>次のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の95</p> <p>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70(高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)</p>	
介護老人保	利率	機構の理事長が定める。	

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

新			旧
健施設	貸付金の限度額	所要資金の100分の95以内	
<p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第23条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）により、有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。</p> <p>2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第24条 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月3日老発0803第1号）に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）」とする。</p> <p>附 則（平成25年●月●日厚生労働大臣認可）</p> <p>第1条 この業務方法書の一部変更は、平成25年●月●日から施行する。ただし、第4条及び別表2の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>第2条 平成24年度以前に、附則（平成15年10月1日施行）第22条第1項に掲げる介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る同項の規定は、同項に定める期間経過後もなおその効力を有する。</p>			<p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第23条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）により、有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。</p> <p>2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）、<u>介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成20年3月31日老発第0331010号）</u>により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第24条 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月3日老発0803第1号）に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）」とする。</p>
別表2			別表2

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

新		旧	
区 分	施設及び事業の種類	区 分	施設及び事業の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>	(略)	4 <u>障害者自立支援法</u>	(略)